

奈良県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、五條吉野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和五年六月二日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	寺本 保英	五條市今井三丁目二―五四
〃	谷車 和昭	吉野郡下市町大字下市二七八七
〃	上西 正晃	五條市西吉野町赤松六三八
〃	中西 努	〃 檜辻町七三五
〃	杵本 昌弘	吉野郡下市町大字平原二八三
〃	坂本 辰雄	五條市西吉野町西新子一二
〃	芳田 忠男	〃 靈安寺町四八六
〃	中井 智成	〃 野原町七三六―四
〃	西尾 宣三	〃 小島町一六〇―三
〃	米田 正人	〃 湯谷市塚町一二二
〃	益田 吉仁	〃 滝町三五九
〃	山口 善比古	〃 御山町六
〃	丸尾 剛弘	吉野郡下市町大字新住一九九八―一
〃	堀 光博	〃 〃 大字栃原七六七
〃	北谷 智博	五條市西吉野町滝九二
〃	辰巳 貞良	〃 〃 奥谷一七五七
〃	辻岡 弘司	〃 〃 湯塩六一五
〃	古谷 彰男	〃 〃 北曾木六四一
監事	西室 勝一	吉野郡下市町大字栃原九八一
〃	上田 一郎	五條市西吉野町湯川二四二
〃	森脇 哲也	〃 田殿町三四〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	寺本 保英	五條市今井三丁目二―五四
----	-------	--------------

堀	光博	吉野郡下市町大字栃原七六七
前	守俊	五條市西吉野町百谷一一九六
森下	孝	田殿町三二四
杵本	昌弘	吉野郡下市町大字平原二八三
上平	茂之	五條市西吉野町西新子七五二
芳田	忠男	靈安寺町四八六
中井	智成	野原町七三六一四
山内	美人	今井一丁目四一九
西本	良章	湯谷市塚町六二三
益田	吉仁	滝町三五九
近井	稔己	丹原町四五六
丸尾	剛弘	吉野郡下市町大字新住一九九八一
大西	行信	八〇七
堀	徳一	大字下市二六六〇
亀田	長彦	五條市西吉野町神野四六八
熊代	敬三	奥谷一六六三
辻岡	弘司	湯塩六一五
古谷	彰男	北曾木六四一
新田	勝也	平沼田二一八
西室	勝一	吉野郡下市町大字栃原九八一
北尾	憲史	五條市櫛辻町六五

監事